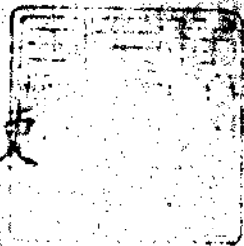


4/60

金山六支



在日韓國人遺骨について

12月18日及び19日、厚生省援護局 福田
康務課長が外務部 金重州局長及び申東
北重州課長と往訪した際（野田参事官、
加賀、前田両書記官同席）、本件に関し、
概要下記のとおりに懇談したので御報
告する。

記



1. 一括返還について

先方より、一括返還に固執基本的立場は変
えるわけに行かないとして次のとおりのべた。

(1) 韓口人の遺骨であらう当該韓口政府がその
責任においてこれを処理すべきものである。協
議。

(又は大部分)

(2) 実際問題として、事前とすべての遺骨について

その身元、親族縁故等を正確な資料と

提出することはほとんど不可能に近い。(中には
「創成改姓」あり)

遺骨リストは日本名に改姓したものが記載さ

れているのでこれを韓国姓に復元することが容

易でない。(金田→金という)を簡単なものばかり

ではない。~~平山~~ 松島など直ちにわがらぬものも

多く、必ずしも規則性はない。中には、戸籍法

は朝鮮動乱して~~相当部~~相当部が消滅し、現在

の韓国人の多くはその後、復讐した仮戸籍
にもとづいてゐる異情であり、いわんや、死者の戸
籍が整理と残つてゐるのは、余り付道の一部
の事といつても過言ではなからぬ。一この異日本の常
識では理解しかたないと思われぬ。一。特に社
会福祉面の予算的、人的余裕が乏しく、調査
は相当に苦しいであらう。

(3) 仮に徳後島遺骨について韓国側が、確造
のおある遺骨についての片返還をという立場と
とらたとしても、極めて不合理ではなからぬであら
うが、やはり確造であるものも数に乏しいものも、
日本人の遺骨はすべて日本政府に委ね、その後
日本国政府において
に確造作業を行なうというのが合理的
な解決方法ではなからうか。つまり、滿海
の地は、一括返還は受取りの手續きを容易に

おと、意味合、が強い。

これに対し当方より、先方の言い分はわからぬ
でもないが、一括返還については日本側の
国内法制上の困難があり、たゞちにこれに充
てられる。実情にあることは累次説明のと
おりであり、早期にこの問題と解決すべく
は、一括返還方式と一時棚上げして、双方
に受け入れられ得る方式と探索せざるを得
ないと思ふ旨述べ、個別返還方式につ
いて検討する旨要望した。

2. 個別返還について

当方より

そのためには、覚取人の確認でき
る遺骨を、確認が可能な方から「順次返還
していくことが最も望ましい」として強調した。

これに対し、貴方は、前にも述べたとおり

(11月14日付往信冲3640号)原則として

異議はまゝか。

①. 緊急ケースの返還について。

上記2.に同連しの方より、現実に遺族等より返還の要請がでてきておられるものについては、とりあえず、至速と取り扱って処理すべきものであるとの善処願。等。(具体的に十数ケースあり。これらも韓国大使館の政府を名目して書状書款を提出するよう指導した。そのまゝ留めおかれたい事情を説明) 旨述べたのにに対し、先方は、これらのケースについては、別途善処する用意があるので、引取希望者からの資料を韓国政府に提出する旨を答えた。

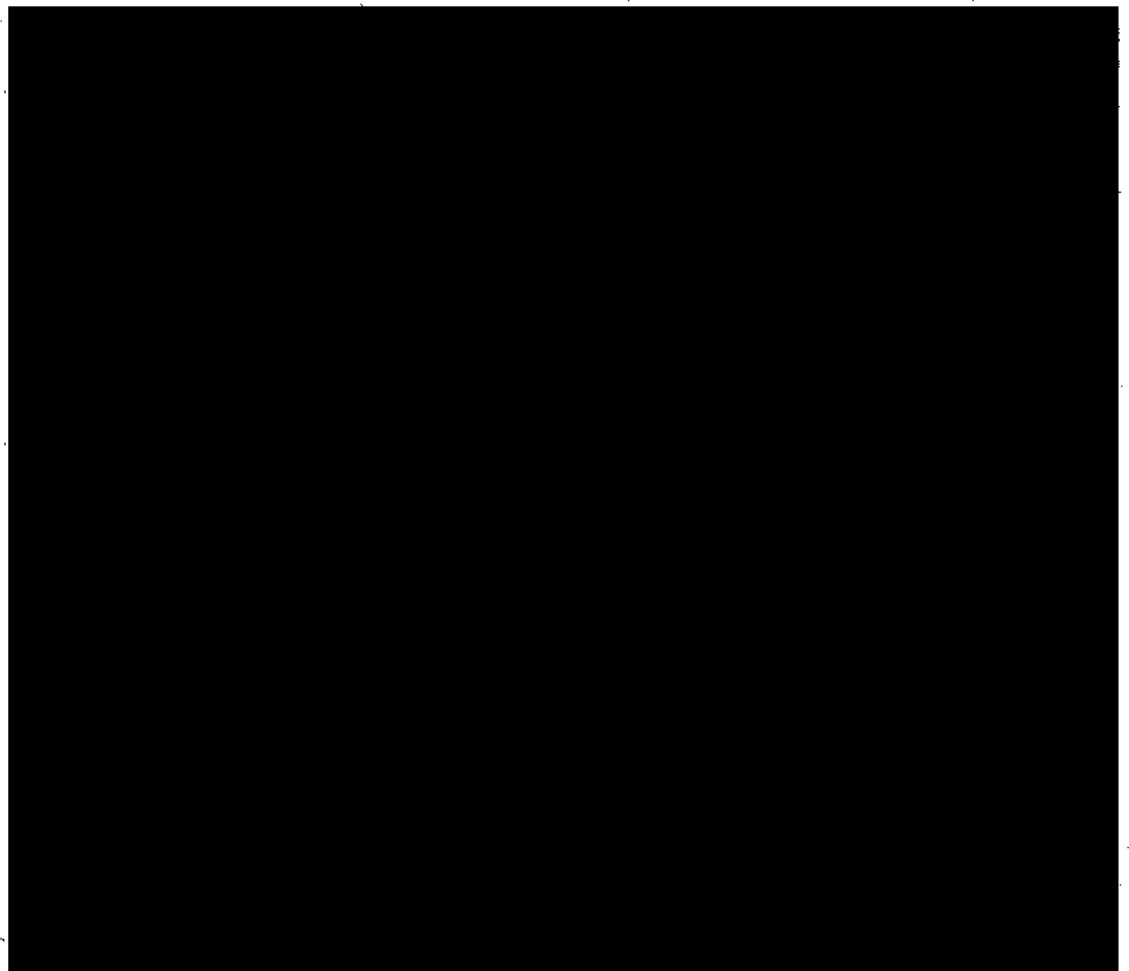
④. 遺骨返還に伴う費用の問題

先方(中譯文)より

と...の問題については、日本側は請求
権に固守。日韓間の条約で法的にはすべて
片付いているとの立場にとられることと思うが、
これら遺骨を韓国に移送する費用は日本側
で負担して貰えるものと期待しているほか、

と云うことは韓国人の民族感情に好意
を示すこと、政府としては大いに叩かれるのでは
ないか、威嚇と云うことも、(韓国政府が)
何らかの措置をとるにせよ、その議論が
あることは勿論であるが、現在の韓国では
御承知のとおり、国防と建設の努力の
外に福祉面もとりあてられ、現実には
日請求権は有するものの片付いていない

にいてる人々に対する韓国内の立法措置も
おぼろげでいふ現状、また朝鮮動乱、グイ
外での戦争の遺族に対する手当も十分で
ない現状では、本件遺骨は同じと
いだけのことが出来るか極めて心配もとま
いと説明した。





本信多送付先 卷山